

環境省と同時発表

平成20年5月14日
経 済 産 業 省

化管法におけるPRTR届出違反について

経済産業省及び環境省は、石原産業株式会社に対し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という）第5条第2項の規定に基づくPRTR届出に関する虚偽の届出行為を確認し、本日、大阪地方裁判所に化管法第24条第1項に基づく過料の適用を求める通知をしました。

また、今後の適切なPRTR届出の徹底を図るため、届け出された排出量等の確認の徹底について、本日付けで、PRTR届出経由事務を行っている都道府県市に通知しました。

1. 違反事業者

名称 石原産業株式会社
所在地 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
代表取締役 織田 健造

2. 事実関係

石原産業株式会社は、化管法第5条第2項の規定に基づき、第一種指定化学物質等取扱事業者として、第一種指定化学物質の排出量及び移動量を届け出ていましたが、平成13年度から平成16年度データを届け出の際に8物質について意図的に過小に虚偽の届出をしていました。

< 虚偽の届出が行われた8物質 >

アセトアルデヒド、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、p-ジクロロベンゼン、塩化メチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、銅水溶性塩、トレン

3. 当省の対応

経済産業省及び環境省は、虚偽の届出は化管法第5条第2項の規定に違反するものであるため、同法第24条第1項に基づき、大阪地方裁判所に過料の適用を求める通知をしました。化管法における違反を理由に過料の適用を求める通知を行うのは初めてです。

また、経済産業省及び環境省は上記事業者に対し、化管法届出違反について厳重に注意するとともに、再発防止策の策定・報告を指示しました。経済産業省及び環境省としては、引き続き、同法の適正なる運用に努めてまいります。

なお、PRTRの集計値、開示情報の修正については、本年度分の届出データの集計時に過年度分の修正を行うこととしております。

このほか、虚偽の届出の再発防止に向けて、PRTR届出の経由事務を行っている都道府県市に対して、届出された排出量・移動量について、事務所の規模・業種・過年度の届出データ等を踏まえた確認を徹底することを依頼しました（別添参照）。

（本発表資料の問い合わせ先）

経済産業省製造産業局化学物質管理課

担当者 門松、飛驒

電 話 03-3501-1511（内線3691）

(参考)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 抜粋

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量（第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）及び移動量（その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量をいう。次項において同じ。）を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める次項を主務大臣に届け出なければならない。

3 （略）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 （略）

化管法概要

(1)目的

事業者が化学物質の環境への排出量を把握し、化学物質の性状等の情報を提供することにより、自主管理を促進し、環境保全を促進すること。

(2)規制内容

事業者は第一種指定化学物質の環境中への排出量を環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣に、都道府県経由で届け出る（PRTR制度）。

事業者は第一種及び第二種指定化学物質に関する化学的性状等の情報を譲渡・提供する場合に提供する（MSDS制度）。

(3)効果

対象 ; 354物質、40,980事業所(平成18年度)

平成13年度から届出を開始し、届出排出量は11%減少(平成13年度 ; 53万トン・平成18年度 ; 47万トン)している。

(別添)

事 務 連 絡

平成 20 年 5 月 14 日

都道府県市 PRTR 担当部局 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

PRTR 届出データの確認の徹底について(依頼)

化学物質管理行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき、第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、同条第1項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届出することとされています。

今般、石原産業(株)が、平成13 - 16年度の排出量について、一部、意図的に虚偽の届出を行っていたことが判明しました。このため、同法第24条第1項第1号に基づき、本日、大阪地方裁判所に対して、経済産業省と環境省の連名で過料の適用を求める通知を行ったところです。

PRTR の届出経由事務については、「PRTR 事務処理マニュアル【都道府県版】(第5版)」に基づき、事業者からの届出の形式及び内容の不備等について御確認いただくこととなっていますが、虚偽の届出の再発防止と適切な PRTR 届出の履行に向けて、届出内容の御確認のより一層の徹底を図っていただくようお願いいたします。特に、今般の虚偽届出の事例を踏まえ、同マニュアル87ページ「『排出量』及び『移動量』の記入上の確認について」のうち、各排出量又は移動量が事業所の規模、業種、過年度の届出データからみて不自然ではないかの確認について、更なる徹底を図っていただくようお願いいたします。また、PRTR 届出データの確認の結果、不自然と考えられる事例が判明した場合は下記連絡先まで御連絡願います。

【不自然と考えられる事例が判明したときの連絡先】

環境省環境保健部環境安全課 PRTR 担当

電話番号：03-5521-8260(直通)

e-mail: ehs@env.go.jp